

平成26年9月22日

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

「三井住友・USボンドオープン（為替ノーヘッジ型）（愛称：たのしみ）」 繰上償還（信託契約の解約）（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております弊社の投資信託「三井住友・USボンドオープン（為替ノーヘッジ型）（愛称：たのしみ）」について、信託約款の規定に基づき、下記の通り繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

当ファンドの繰上償還にご異議のない受益者の方には、特に必要なお手続きはございません。

なお、この繰上償還にご異議のある場合は、異議申立を行うことができます。詳しくは、「Ⅱ：繰上償還の概要 3. 異議申立手続等について」をご参照ください。

敬具

記

I：繰上償還を行う投資信託の名称

三井住友・USボンドオープン（為替ノーヘッジ型）（愛称：たのしみ）

Ⅱ：繰上償還の概要

1. 繰上償還理由

「三井住友・USボンドオープン（為替ノーヘッジ型）（愛称：たのしみ）」は、平成25年12月以来、信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続し、平成26年6月30日現在、受益権口数約8.35億口、純資産総額約6.29億円となっております。

純資産の減少により、当ファンドの効率的な運用および商品性の維持が懸念されるため、当ファンドを償還することが受益者の皆さまに有利であるとの判断から、信託約款の規定に従い、繰上償還を行うものです。

2. 繰上償還予定日

平成26年11月28日

3. 異議申立手続等について

- (1) 上記の繰上償還に関しましては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、ご異議のある受益者の方は異議申立を行うことができます。
上記の繰上償還に関してご異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。
- (2) 上記の繰上償還に関してご異議のある受益者の方は、異議申立の受付期間中（平成26年9月22日から平成26年10月27日）に、弊社（三井住友アセットマネジメント）に対し書面をもってその旨をお申し出ください。
- (3) 上記期間内に、ご異議のお申し出のあった受益者の方の受益権の口数が平成26年9月22日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、繰上償還を行わせていただきます（繰上償還予定日：平成26年11月28日）。
- (4) この場合、ご異議のお申し出をされた受益者の方は、ご自身の受益権を、公正な価額で信託財産をもって買い取るよう受託銀行に請求することができます。
 - ・買取請求期間：平成26年11月5日から平成26年11月25日まで
 - ・「公正な価額」：受託銀行が買取請求の必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額とします。

<補足説明>

【1. 異議申立結果と繰上償還について】

前記の通り、ご異議のお申し出のあった受益者の方の受益権の口数が受益権総口数の2分の1を超えない場合に繰上償還が行われます。2分の1を超えた場合は、繰上償還は行わず、繰上償還を行わない旨を公告し、また、速やかに受益者の皆さまに書面でお知らせします。

【2. 買取請求について】

この繰上償還が予定通り行われることとなった場合、ご異議を申し立てられた受益者の方は、弊社（三井住友アセットマネジメント）より別途ご案内する方法により、ご自身の受益権を、信託財産をもって買い取るよう受託銀行に対して請求することができます。（**ご異議を申し立てられた場合であっても買取請求をしなければならないものではありません。**）

その際の買取価額は、一部解約に準じて、受益者の方からの買取請求の必要書類を受託銀行が受理した日の翌営業日の基準価額とさせていただきます。

なお、受託銀行より買取り代金をお支払いする際に、振込手数料等の費用が差し引かれます。

4. 日程

日付	内容	詳細
平成26年9月22日	新聞公告日	日本経済新聞に掲載を行います。また、弊社ホームページ上でも開示いたします。
平成26年9月22日 ～平成26年10月27日	①異議申立受付期間	異議申立の受付期間中に、異議申立書を送付することにより、この繰上償還に関するご異議を申し立てることができます。
平成26年10月28日	②繰上償還の正式決定	異議申立を行った受益者の方の受益権の口数を集計し、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、当ファンドの繰上償還の実施を決定します。
平成26年11月5日 ～平成26年11月25日	③買取請求	②で当ファンドの繰上償還が決定した場合には、異議申立を行った受益者の方は、保有する受益権について、受託銀行に対し、信託財産をもって買い取ることを請求できます。
平成26年11月28日	繰上償還	②で当ファンドの繰上償還が決定した場合には、繰上償還を実施します。

Ⅲ：異議申立の方法

繰上償還に関してご異議のある受益者の方は、弊社（三井住友アセットマネジメント）に対し書面をもってその旨をお申し出ください。

（ご異議がない場合は書面の送付等は不要です。）

○異議申立受付期間	平成26年9月22日から平成26年10月27日まで （ご注意）異議申立は、平成26年10月27日弊社到着分までを有効とさせていただきます。
○書面の記載内容	次の①～⑥を記載してください。 ①ご住所、②お名前（署名、捺印）、③お電話番号（日中連絡先）、④ファンド名、⑤販売会社名、取引店、口座番号*、⑥繰上償還について反対する旨 *ファンドに関し、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有するすべての取引店、口座番号をご記入ください。 ※上記の記載内容に不備がある場合には、ご異議の申立を受け付けできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
○書面の送付先	〒105-6228 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMOR Iタワー28階 三井住友アセットマネジメント株式会社 ディスクロージャー部 ドキュメンテーション課 宛

IV : 個人情報取得の目的等

弊社（三井住友アセットマネジメント）が取得する、ご異議を申し立てられる受益者の方に関する個人情報（異議申立書面等の書類に記載された一切の個人情報を含まず。）は、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権の合計口数の確認のために必要な範囲で利用し、他の目的には使用いたしません。弊社（三井住友アセットマネジメント）はその個人情報を必要な範囲で販売会社、受託銀行（再信託受託銀行を含まず。）と共有いたしますので、ご了承ください。

V : 本件に関するお問い合わせ先

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル **0120-88-2976**

（平成26年9月22日から平成26年10月27日までの営業日の9:00~17:00）

なお、受益者の皆さまの販売会社でのお取引情報につきましては、運用会社である弊社（三井住友アセットマネジメント）は保有しておりません。口座の残高等のお取引情報につきましては、販売会社にてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

以上